

海外展示会等出展支援事業 Q&A

NO	項目	質問内容	回答
1	申請要件	「中小企業」の定義を教えてください。	<p>中小企業基本法の定義に基づきます。詳しくは下記の通りです。</p> <p>製造、その他 資本金又は出資総額が3億円以下の会社、並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人</p> <p>卸売業 資本金又は出資総額が1億円以下の会社、並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</p> <p>小売業 資本金又は出資総額が5千万円以下の会社、並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人</p> <p>サービス業 資本金又は出資総額が5千万円以下の会社、並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</p>
2	申請要件	同一企業グループの複数法人はグループ申請ができますか？	資本関係のない会社が協力して行う海外販路開拓への取り組みを対象としているため、同一企業グループの複数法人でグループ申請はできません。
3	申請要件	「常時使用する従業員の数」の範囲はどこまでですか？パート等も含まれますか。	家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は、従業員に含みません。ただし、パート・アルバイトなど名目は臨時雇いであっても、解雇の予告を必要とする人員は従業員に含みます。
4	対象事業	一般消費者とは具体的にどのようなものですか？	自社製品・技術・商品・サービスを販売する際に、購入側が事業者として購入するのではなく、個人として購入する者を一般消費者としています。
5	対象事業	農林水産物や日本酒の出展は対象となりますか？	対象となります。ただし、他の補助金との重複申請は認められません。
6	対象経費	補助対象期間中の経費は、補助対象期間後に支払った経費でも補助対象になりますか？	令和6年2月末までに支払いが完了していることが確認できる経費が対象となります。原則、銀行振込で行ってください。（クレジットカードでの支払いの場合は、口座から引き落とされている必要があります。）
7	対象経費	補助金の申請が本社で、支払いをグループ会社（海外子会社等）で行った場合は、対象になりますか？	グループ会社（海外子会社等）は別法人となるため、本補助金事業の対象とはなりません。申請者である本社での支払いが対象となります。
8	対象経費	補助対象経費が減額になった場合、申込当初の補助対象経費から補助額は算出されますか？	実際に支払った金額を補助対象経費とさせていただきます。 （例）申込当初300,000円であった経費が200,000円になった場合、減額後の200,000円を補助対象経費として、補助額は100,000円（補助率2分の1）となります。
9	補助金の交付	補助金はいつもらえますか？	補助金は補助対象事業終了後、精算払いとなります。その間の資金は補助対象者自身で確保してください。事業完了後、実績報告書を提出していただき、内容を審査し補助金額を確定します。その後、補助金請求書を提出いただいた後、約2週間後に指定された金融機関口座に振込む予定です。
10	その他	実績報告書に添付する写真とはどのような写真か？	<p>展示会での自社ブースの写真です。補助対象とした経費の確認として以下のような写真を提出していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社名又は自社ブランド名とブース番号がわかる写真 ・展示商品等の出展内容が確認できる写真 ・ブース施工の様子が確認できる写真 ・レンタルした備品の数量等が確認できる写真 ・通訳・補助員等の当日の業務の様子が確認できる写真 等